



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成22年12月15日

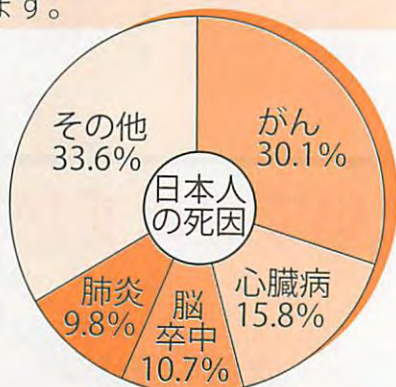
特定健康診査で生活習慣病予防を！

がん、心臓病、脳卒中…

生活習慣病は日本人の死因の上位を占めています。

生活習慣病は、ある程度進行すると治りにくい病気です。一方で、食事、運動、喫煙などの生活習慣を見直すことで、病気になる危険性を減らすことができます。

特定健康診査は、生活習慣病になる前の段階で異常を発見することを目的としています。



(平成21年人口動態統計より)

忙しくて時間がない…

健康には自信がある…

そんなあなたにも必要な健診です。

生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。仕事などで忙しい方や、健康に自信がある方ほど、体の小さな異常を見逃しがちです。自覚症状が出る前に、1年に1回、特定健康診査を受けてチェックしましょう。

特定健康診査の受診期限は

1月31日まで です。

受診券を紛失された方には再発行しますので、保険年金課給付係までお問い合わせください。

※大和郡山市国民健康保険以外の保険証をお持ちの方は、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

健診の結果、メタボリックシンドロームの危険性が高い方は…

特定保健指導をご利用ください。



特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームになる危険性が高いと判定された方には、「特定保健指導利用券」をお送りします。

特定保健指導は、対象の方の生活習慣を

改善するために、医師や保健師、管理栄養士が手助けさせていただくものです。メタボリックシンドロームから生活習慣病にならないためにも、特定保健指導利用券が届いた方は、ぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品を 使ってみませんか？



☆ジェネリック医薬品にすると、 薬代の負担が軽くなります。

医薬品（新薬）の研究・開発には長い年月と莫大な費用がかかります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に作られた薬です。新薬よりも安価に製造できるため、薬代の負担軽減につながります。特に、脂質異常症や高血圧症、糖尿病といった慢性的な病気で、長期にわたって薬を服用している方は、大きく薬代を減らすことができます。

※院内処方では、ジェネリック医薬品に対応できない場合もあります。

※ジェネリック医薬品に切り替えても、薬局などでの支払額が下がらない場合もあります。

「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。

大和郡山市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたときに、薬代の負担が軽くなる可能性のある方に、1年に3回程度、「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。みなさんがジェネリック医薬品を使うかどうかの参考資料としてお役立てください。

☆まずは、医師・薬剤師にご相談ください。

新薬によってはジェネリック医薬品がない場合や、ひとつの新薬に対して複数のジェネリック医薬品がある場合もあります。

薬には有効成分以外に香りや味、溶けやすくする成分などの添加物が含まれています。新薬との添加物の違いから、人によって効果や副作用の現れ方が変わることがあります。

症状などによって、医師がジェネリック医薬品に変更しない方がよいと判断する場合があります。

「医療費のお知らせ」をご覧いただいていますか？

みなさんが病院などを受診されたとき、窓口でお支払いになる医療費は、実際の医療費全体の3割（義務教育就学前の方は2割、70歳以上の方は1割または3割）です。残りの費用は、みなさんの保険料などから支払われています。

大和郡山市国民健康保険では、医療費がどれくらいかかっているかをみなさんに知っていただくとともに、医療機関からの請求が間違っていないかをチェックしていただくために、「医療費のお知らせ」を年6回お送りしています。

次回の発送は
平成23年1月
の予定です。

実際に受診された情報と相違ありませんか？

保険証を使って病院や接骨院、整骨院、鍼灸院などを受診されたときは、必ず領収書や明細書をもらいましょう。「医療費のお知らせ」をお送りするまでには数ヶ月かかりますので、領収書や明細書は大切に保管してください。「医療費のお知らせ」が届きましたら、内容をよくご確認ください。

**受診した覚えのない病院名は載っていませんか？
受診日数や医療費の金額に誤りはありませんか？**

領収書やお手元のメモなどと「医療費のお知らせ」の内容がもし違っていたら、市役所までご連絡ください。原因を調査し、ご報告いたします。ご協力いただいたみなさんにご迷惑をおかけすることはありません。

※詳しい見方は、「医療費のお知らせ」の裏面に記載していますので、ご覧ください。



交通事故など(第三者行為) で治療を受けるときは?

☆必ず保険年金課までご相談下さい。

交通事故や傷害事件などによるけがの治療を受ける場合にも、あらかじめ届出を行ったうえで、国民健康保険を使って治療を受けることができます。必ず保険年金課に相談のうえ、届出を行って下さい。

医療費は原則加害者が負担します。

交通事故などで国民健康保険を使って治療を受ける届出を行った場合には、大和郡山市が一時的に医療費の一部を立て替え、後で加害者に対して負担すべき分を請求します。



次の場合は国民健康保険を使って治療を受けることができません。

- ・被害者本人が酒酔い運転や無免許運転など、法令違反を犯した場合
- ・加害者から治療費を受け取っている場合
- ・業務上のケガで労災保険が適用される場合
- ・自己の故意の犯罪行為による場合

示談の前には必ずご相談ください。

届出を行う前に、加害者から治療費をもらったり、話し合いがついて示談をしてしまうと、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、**示談の前には保険年金課までご相談下さい。**

届出に必要なもの

- ・**保険年金課に届出用紙があります**ので必要事項を記入して提出してください。また、必要な箇所に**印鑑を捺印**してください。
- ・**交通事故の場合**には、まず事故を**警察に届け出て**、後日**事故証明書**の交付を受け、**届出用紙と一緒に提出して下さい。**

届出を行わなかった場合は...

国民健康保険が立て替えた医療費を、被害者の方から大和郡山市に返還していただくことがあります。



ひき逃げなどによる事故のときには?

ひき逃げや無保険、盗難車などにより、加害者から賠償を受けられない場合には、国が加害者に代わって、被害者が受けた損害を補填する政府保障事業に請求することができます。詳しくは、各損害保険会社の窓口にお問い合わせ下さい。

交通事故でお困りのときの無料相談窓口

奈良県交通事故相談所(県庁内) 電話 0742-27-8731
相談時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分



国民健康保険税の軽減申請を受付しています

- 倒産・解雇等の事業主都合による離職（雇用保険の特定受給資格者）や雇い止めなどにより離職（特定理由離職者）したため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入された人を対象に、国民健康保険税の軽減申請を受付しています。



★ 対象となる人

- ① 大和郡山市の国民健康保険に加入していること。
- ② 離職時点で65歳未満であること。
- ③ 平成21年3月31日以後の離職により、「雇用保険受給資格者証」を持っている人
- ④ 「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかであること。
(離職理由コード 番号
11,12,21,22,23,31,32,33,34)

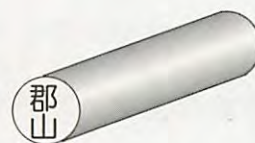
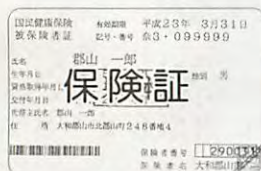
★ 軽減額

対象者の前年給与所得を30/100とみなし平成22年度国民健康保険税を算定します。

★ 申請方法

国民健康保険証、「雇用保険受給資格者証」および印鑑を持参し、ご手続きください。

※「雇用保険受給資格者証」がないと手続きできませんので、失わないようにしてください。
紛失した場合の再発行は、ハローワークにお問い合わせください。



★ 軽減期間

離職した日	保険税の軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成23年3月まで（22年度分）
平成22年3月31日～平成23年3月30日	平成24年3月まで（22、23年度分）

◎受付・問合せ 103 番窓口 保険税係（内線 324・329）

※保険証のサイズにあわせてカードケースを、市役所保険年金課・支所でご用意しています。

ご入用の方は窓口までお越しください。



※市役所のホームページで、国民健康保険に関する申請書のダウンロードができるようになりました。手続きの方法などは、保険年金課までお問い合わせください。